

別記様式第1号(第四関係)

ながの けんと う み し ね つ み どう ち く かつ せい か けい かく  
長野県東御市祢津御堂地区活性化計画

長野県東御市

令和4年

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	長野県東御市祢津御堂地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	東御市	地区名(※1)	祢津御堂地区	計画期間(※2)	令和4年～令和5年度

## 目 標 : (※3)

- ワイン産業を基軸とした地域活性化のため、地域連携販売力強化施設(醸造施設・地域産物販売促進施設)を整備し、次に掲げる目標を達成する。
- ①地域産物の販売額の増加 平成30年～令和2年度 242,031千円を目標年(令和6年～8年度) 489,316千円と247,285千円(82,428千円/年)の増加を目指す。
  - ②交流人口の増加 平成30年～令和2年度 11,960人を目標年(令和6年～8年度) 27,075人と15,115人(5,038人/年)の増加を目指す。
  - ③地域産物のPR促進 平成30年～令和2年度 0回を目標年(令和6年～8年度) 30回と 30回の増加を目指す。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本市は、長野県の東部に位置し、首都圏東京より約150kmの圏域にある。北は群馬県嬭恋村、西は上田市、南は立科町と佐久市、東は小諸市と5市町村に隣接している。市のほぼ中央を千曲川が東西に流れ、千曲川右岸から浅間山系にかけては標高差1,500mにも及ぶ南面傾斜の扇状地が広がり、左岸には標高600～850mの二つの台地、千曲川及びその支流である鹿曲川に沿った河岸段丘に大別される、変化に富んだ地勢が特徴である。気候は、内陸性気候で、年平均気温11～13℃、年間降水量は800～1,000mmと少雨であり、四季を通じて日照時間が長いといった特徴がある。そのような気候を生かし、巨峰やシャインマスカットをはじめとしたブドウ栽培がさかんな地域である。

本地区の人口は、直近5カ年で106人減少(平成29年12月:1,484人、令和3年12月:1,378人)し、減少率は7.1%となっている。また、高齢化率は直近5カ年で35.9%から39.5%まで上昇している。

また、市内の耕作地の大部分が中山間地にあり、平野部の大規模な土地利用型農業と比較するとその生産効率は低いため、宅地と山林が増加傾向にあり、田、畑が減少傾向にある。荒廃農地は、生産効率の低い山間地に多く生じ、作業効率の悪さに加えて、鳥獣被害の発生等により営農意欲の低下が懸念されている。

農家構造は、市全体の販売農家戸数が直近5カ年で258戸減少(平成27年:1,270戸、令和2年:1,012戸)し、減少率が20.3%となっている。また農家は自給的かつ小規模な農家が大半を占めており、1ha未満の経営規模農家が全体の70.5%(令和2年)で、本地区も同様の傾向である。

こうした厳しい状況のなかでも、気候風土がワイン用ブドウ栽培に適している条件からワイン産業の適地として新たな参加者が増加している。しかしワイン用ブドウ栽培に適した農地が不足している状況から、本地区の荒廃農地を復旧しながら、ワイン用ブドウの作付け面積の拡大を図り、ワイン産業を基軸とした地域活性化を図っている。

### 現状と課題

#### 【現状】

H21に策定された「祢津地区活性化計画」の推進により農産物加工処理施設・農産物直売・食材提供施設が整備され、地域産物の販売量増加が図られた。それを機運として、ワイン用ブドウ栽培に適した地域として注目され、新たなワイン用ブドウ栽培者の参加が進み、近年は小規模で個性豊かなワイナリーが集積され、ワイン産業を基軸とした新たな地域活性化につながっている。しかし、さらなるワイン用ブドウ栽培を希望する者が増えたことにより、畑の需要拡大にこたえる大規模農地の確保が難しい状況となっていた。この課題に対応するため、本地区の荒廃農地を復旧し約28haのワイン用ブドウ団地を整備し、ワイン産業を基軸とした地域活性化を図っている。

#### 【課題】

整備したワイン用ブドウ団地には、ワイナリーやワイナリー建設希望者が参加し、ワイン用ブドウの栽培を開始している。しかし、ワイナリー建設希望者が数年後に収穫するワイン用ブドウの醸造先の確保までには至っていないことに加えて、ワイナリー開業に必要な醸造技術の習得が課題となっており、それらを担う施設が必要である。

また、本地区を核としたワイン振興を図るため、地区のPRを行い知名度を高めるとともにワインを試飲し販売する場所および収穫体験やワインの試飲会、地区内でのアウトドアイベントなどの食農体験による都市住民との交流促進を図り、地域の活性化を進める拠点となる施設が必要である。

### 今後の展開方向等(※4)

今後、ワイン用ブドウ収穫量の増加により、ワイナリーが不足することから委託醸造機能をもつワイナリーを整備し、ワインを醸造することで地域産物の販売増加を図る。

また、本地区のPRとワインを試飲・販売する場所を整備し地域産物の販売増加を図るとともに、ワイン用ブドウの生産地でしか味わうことのできないワインツーリズムを通して、市外から多くの人を本地区へ呼び込み、交流人口の増加を図る。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東御市	祢津御堂地区	地域資源活用総合交流促進施設(㊸地域連携販売力強化施設)	(株)カーヴ・ド・ミドウ	有	ハ	醸造施設
東御市	祢津御堂地区	地域資源活用総合交流促進施設(㊸地域連携販売力強化施設)	東御市	有	ハ	地域産物販売促進施設

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載することとする。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

祢津御堂地区(長野県東御市)	区域面積(※2)	427ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の区域面積427haのうち、農地の面積は198ha、森林面積は168haで、農林地面積が合計366haと85.7%を占めている。 また当該地区内の全就業者数763人に対し、農林業従事者は87人と全就業者数に対する農林業従事者数の割合は11.4%を占めている。 その他、地区内には荒廃農地を復旧したワイン用ブドウ団地28haが整備されており、農業が重要な産業となっている。 【出典】面積:市課税情報、全就業者数・農林業従事者数:平成27年国勢調査		
②法第3条第2号関係: 当該地区の人口は平成29年に1,484人だったが、現在(令和3年12月)では、1,378人まで減少し、人口は減少の一途をたどっている。 また、65歳以上の人口比率は、平成29年:35.9%、平成30年:36.6%、令和元年:37.4%、令和2年:38.0%、令和3年:39.5%と年々増加してきており、活性化のためには都市住民との交流を積極的に進めることが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係:  当該地区には市街化区域は含まれておらず、市街地も形成されていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)		土地所有者		権利の種類(※1)		土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
					氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。



5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標である「地域産物の販売額の増加」と「交流人口の増加」と「地域産物のPR促進」について、以下の通り地域産物販売促進施設を開設する令和6年度から令和8年度の実績を平成30年度から令和2年度の実績と比較し、市が確認・評価を行う。

- 地域産物の販売額増加…既存ワイナリーと醸造施設・地域産物販売促進施設における販売額を各施設で記録・確認し、市へ報告する。
- 交流人口の増加…既存ワイナリーとイベント、醸造施設・地域産物販売促進施設への来場者数を各施設・イベントで記録・確認し、市へ報告する。
- 地域産物のPR促進…イベントの開催数を市が確認する。

評価については1次・2次・3次事業者および関係者で組織される「東御市6次産業化推進協議会」で検証後、結果を市のホームページで公表する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。